

小田原市市民通報アプリ「おだわら忍報」公開基準

(目的)

第1条 この基準は、小田原市市民通報アプリ「おだわら忍報」(以下「アプリ」という。)の運用に当たり、通報された情報等について公開の基準を定めることを目的とする。

(公開方法)

第2条 アプリの利用者(以下「利用者」という。)からの通報のうち市が公開の必要があると判断したものについてアプリ等で公開するものとする。

(非公開情報)

第3条 次に掲げる情報は非公開とする。

(1) 個人に関する情報

ア 個人の特定につながる情報、写真等(他の情報との照合によって個人の特定につながるものを含む。)

イ 個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(2) 不適切な情報

ア 犯罪的、暴力的、差別的、性的、誹謗中傷等、公序良俗に反するもの

イ 不衛生な写真、不適切な表現等、閲覧者が不快になるおそれのあるもの

ウ 人の生命、身体、財産等に危険を及ぼすおそれのあるもの

エ 他者の権利を侵害するおそれのあるもの

オ 営利目的と考えられるもの

カ 告知、募集等と考えられるもの

キ 政治、宗教、思想信条に関するもの

ク 位置情報が不明確で現場の特定ができないもの

ケ 画像が不鮮明なもの

コ 通報の趣旨が不明なもの

(3) 法令の規定により公開できないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が公開に適さないと判断したもの

2 前項各号に掲げる情報が含まれる通報があった場合は、市は、通報の全部を非公開、又は非公開とすべき箇所を加工修正した上で公開とする。

3 前項の規定により、非公開とすべき箇所を加工修正する場合は、市はその通報を行った利用者に対して承諾を得ることは行わない。

(非公開通報)

第4条 前条の規定に関わらず、次に掲げる通報は、全部を非公開とする。

(1) 道路の新設等の要望に関するもの等、制度の趣旨に合致しないもの

- (2) 民間の施設・設備等又は市以外の公共機関が管理する施設・設備等、市の管理
権限が及ばないもの
- (3) 同一の利用者からの同一案件にかかる複数回の通報等
- (4) その他、市が公開に適さないと判断したもの

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。